# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　UUUM Co.,Ltd.

最終更新日：2020年8月31日

M－UUUM

代表取締役CEO 鎌田和樹
問合せ先：03-5414-7258
証券コード：3990
https://www.uuum.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

当社は監査等委員会設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。
こうした観点から、経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、監査等委員として社外取締役を選任しております。監査等委員でもある社外取締役による意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂きつつ、経営を監視されることで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。また、構成員の過半数が独立社外取締役である指名報酬委員会を設置し、同委員会による取締役会への取締役の選解任並びに取締役の報酬水準及び指標に関する諮問・答申を通じて、取締役の選解任並びに取締役の報酬の客観的な合理性を確保することに努めております。さらに、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施してまいります。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 更新 | 10%未満 |

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 鎌田　和樹 | 7,043,930 | 36.00 |
| 梅田　裕真 | 1,800,000 | 9.20 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 632,500 | 3.23 |
| 開發 光 | 454,770 | 2.32 |
| いちよし証券株式会社 | 165,400 | 0.84 |
| 松井証券株式会社 | 165,000 | 0.84 |
| 中尾　充宏 | 157,080 | 0.80 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES<br>（常任代理人）<br>モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 153,100 | 0.78 |
| 服部 義一 | 150,000 | 0.76 |
| 渡辺　崇 | 144,320 | 0.73 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 5 月 |

| | |
|---|---|
| 業種 | 情報・通信業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 3 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 砂田　浩孝 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 長南　伸明 | 公認会計士 | | | | | | △ | | | | | |
| 河島　勇太 | 弁護士 | | | | | | | | ○ | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 砂田　浩孝 | ○ | ○ | ―― | エンタテイメント業界における代表取締役としての豊富な経験・幅広い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準に照らしても、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 長南　伸明 | ○ | ○ | 株式会社スタジオアタオの取締役であります。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は、当社の当期決算における売上高の0.1%未満であり僅少であります。また、以前所属していた新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）との間に、当社は取引関係がありますが、同氏は同監査法人退職後3年以上経過しております。その他の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。 | 会計士としての経験、他のベンチャー企業の取締役としての豊富な経験や幅広い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。左記のとおり、株式会社東京証券取引所の定める独立性の基準に照らしても、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、同氏を独立役員として指定したものであります |
| 河島　勇太 | ○ | | 森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておらず、同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。 | 弁護士として企業に関する法務、特にコーポレートガバナンスに精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行なって頂くことで、コーポーレートガバナンスの一層の強化を図ることができると判断し、社外取締役に選任しております |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 0 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員でない取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとします

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、内部監査担当者から原則毎月１回開催される監査等委員会において内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、常勤監査等委員と内部監査担当者は随時連携を図っており、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示できる体制としております。会計監査人とは、四半期に1回、全監査等委員が出席し、監査計画、四半期レビュー、期末監査及び財務報告に係る内部統制監査等の概要について報告を受け、意見交換を行うことで、会計監査の方法と結果の相当性を確認しております。また、監査等委員会は、会計監査人からの報告を受けて、会計監査人の独立性や遵法性等、職務の遂行が適正に行われることを確保するための会計監査の品質管理体制について確認しております。さらに、三様監査ミーティングを実施し、監査等委員会、内部監査担当、会計監査人の各監査間において、監査計画や監査計画等に係る情報の共有、意見交換を行い、それぞれの監査の有効性及び効率性の向上並びに相互補完を図っております。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門からの報告を求め、当社の業務執行に関する情報を収集しております。当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を配置する等、それを支える十分な人材及び体制を確保し、経営監視機能の強化を図っております。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 5 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 5 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |

### 補足説明 更新

当社の取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置しております。当社の指名報酬委員会は、代表取締役1名、取締役1名及び3名以上の社外取締役で構成され、委員長は独立社外取締役から選任しております。指名報酬委員会は、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保するために、あらかじめ定める年間スケジュールの他、必要に応じて適時開催することとしています。

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

### その他独立役員に関する事項

UUUM株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。
以下のいずれかに該当する場合、独立社外取締役としての独立性を有しないものとみなします。

1. 当社及び当社子会社の出身者関係
a.当社または当社子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員（顧問を含む。以下同じ）その他会社法施行規則2条3項6号に規定する者をいう。以下同じ）
b.過去10年間において、当社または当社子会社の取締役、執行役、執行役員、支配人、従業員であったことがある者
2. 当社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
3. 当社を主要な取引先（注1）とする者もしくはその業務執行者または当社の主要な取引先（注2）もしくはその業務執行者
4. 当社に係る会社法に基づく監査または金融商品取引法等に基づく監査を行う監査法人に所属する者
5. 当社から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他の財産を得ている専門家（弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタント等をいい、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう）
6. 当社から多額（注4）の寄付を得ている者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者をいう）
7. 当社の議決権の5%以上を実質的に有する者または当該者の業務執行者
8. 過去1年間に2から6に該当していたことがある者
9. 上記1から8のいずれか（重要でない者を除く）に該当する者の近親者

【注】
（注1）「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその年間売上高の2%を超える支払いを当社から受けていた者をいう。
（注2）「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において、当社の年間売上高の2%を超える支払いを当社に行っていた者、または当社に対する融資残高が当社の総資産額の2%を超える額を占めていた者をいう。
（注3）ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た財産の金額につき、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円、また、その者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える金額をいう。
（注4）ここでいう「多額」とは、直近事業年度において得た寄付の金額につき、年間1,000万円またはその総収入金額の2%のいずれか高い方を超える金額をいう。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、指名報酬委員会に答申の上、2020年8月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、定期同額の「基本報酬」に加え、賞与として業績連動報酬（法人税法第34条第1項第3号）を支給することを決議しました。
業績連動報酬につきましては、経営成績や経営環境を勘案のうえ、報酬等の額や算定方法の決定に関する方針を指名報酬委員会で審議し、同委員会からの答申を踏まえて、取締役会の決議により一任された代表取締役が具体的な報酬額を決定しております。業績連動報酬は、毎期の営業利益に応じて、取締役（社外取締役を除く。）に支給されます。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

---

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明 更新

第７期の社内取締役の年間報酬総額は105,880千円であります。
第７期の社外取締役の年間報酬総額は23,380千円であります。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役の報酬は、職責に応じた定額報酬（月額固定）と期末賞与、中・長期インセンティブとしてのストックオプションにて構成されております。なお、定額報酬と期末賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額（社内取締役200百万円）の枠内で支給するものとしております。また、各取締役の定額報酬については、取締役会の授権を受けた代表取締役が各人の所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ決定しております。また、各取締役の期末賞与に関しては全社営業利益と職務内容に基づき、決定しております。

**【社外取締役のサポート体制】**

取締役会の開催に際しての事前資料配布や説明など監査等委員である社外取締役に対する情報伝達については、コーポレートユニットが担当しております。

## ２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。
（取締役会）
取締役会は9名で構成され、毎月１回の定時取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。緊急性の高い案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。
（監査等委員会）
当社の監査等委員会は常勤監査等委員である社外取締役１名と監査等委員である社外取締役２名の合計３名で構成されております。
毎月１回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。監査等委員会では、法令、定款及び当社「監査等委員会規程」に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査等委員は監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に面談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。
監査等委員監査は、常勤監査等委員を中心に年度監査計画に基づいて実施しており、監査等を通じて発見された要改善事項等については、監査等委員会において協議されております。
（経営会議）
当社は、経営判断の迅速化、適正化を図るため決議承認機関としての経営会議を設置しております。業務執行取締役6名及び常勤の監査等委員である取締役1名で構成されております。毎週1回の定時経営会議では当社の重要な業務執行についての意思決定のうち、職務権限規程に基づき取締役会から移譲された経営に関する重要な事項に関し審議、決議し、また業務執行取締役の決裁にかかる事項に関して意見を答申する等の諮問機関としての役割も担っております。緊急性の高い案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時経営会議を随時開催することとしております。
（指名報酬委員会）
当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本段落では同じ）の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。社外取締役3名（内独立役員である社外取締役2名）及び取締役会の決議によって選定された取締役2名の合計5名で構成されております。なお、委員長は、「指名報酬委員会規程」に基づき、独立役員である社外取締役の互選により、独立役員である社外取締役の中から選定されております。また、「指名報酬委員会規程」に基づき、指名報酬委員会は、取締役選解任候補者を審議し、取締役会に答申します。また、同委員会において取締役の報酬水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申します。指名報酬委員会は、取締役の指名及び報酬等について、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保するために、あらかじめ定める年間スケジュールの他、必要に応じて適時開催することとしています。
（コンプライアンス・リスクマネジメント委員会）
当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しております。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、事業リスク対策チーム（2週に1回開催）、財務会計対策チーム（2週から4週に1回開催）、資産保全対策チーム（適宜開催）、危機管理対策チーム（適宜開催）、情報セキュリティ対策チーム（2週に1回程度開催）、個人情報保護対策チーム（2週に1回程度開催）、コンプライアンス対策チーム（2週に1回程度開催）、及び緊急トラブルシューティングチーム（適宜開催）をその構成要素とし、それぞれの長に業務執行取締役を置くことで組成されております。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を定時取締役会に報告することとしています。
（投資委員会）
当社は、当社における自己資金運用を除く株式投資に係る出資の判断の妥当性を強化するため、任意の決議機関として、投資委員会を設置しております。社外取締役1名及び業務執行取締役6名の合計7名で構成されております。「投資委員会規程」に基づき、投資委員会は、当社における自己資金運用を除く株式投資に係る出資の妥当性及びその可否を審議し、これに対する決議を行い、その内容を取締役会に報告します。当社の株式投資に関する事項を審議及び決定するために、あらかじめ定める年間スケジュールの他、必要に応じて適時開催することとしています。

内部監査及び監査等委員監査、会計監査の状況
（内部監査）
当社は、法令及び「内部監査規程」を遵守し、適正かつ効率的な業務運営に努めております。
当社は代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。所属する内部監査担当者は1名で業務監査を専任で実施し、代表取締役社長および監査等委員会に対して監査結果を報告しております。
（監査等委員監査）
当社では、監査等委員監査の強化の観点から監査等委員会を毎月１回以上の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査担当者との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高める

よう努めております。
(会計監査の状況)
当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に準ずる監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、本間愛雄及び鴇田直樹であり、監査業務に係わる補助者は、公認会計士7名及びその他15名であります。また、継続監査期間は7年間であります。
(内部統制部門と監査等委員監査、内部監査、会計監査との連携)
監査等委員と会計監査人及び内部監査担当者は、随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあたっております。また、監査等委員は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。
監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、内部統制の監査及び評価の実施に際して、コーポレートユニットに対して、業務の内容ならびに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、コーポレートユニットは、監査等委員、会計監査人及び内部監査担当者による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

監査等委員である社外取締役との関係
当社は、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、監査等委員として監査等委員会等にて、社内情報の収集に努めるとともに、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、内部監査担当者及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。
また、監査等委員である社外取締役は、コーポレートユニットを管轄する取締役より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。さらに、監査等委員である社外取締役は、取締役会・監査等委員会・取締役等との意見交換等を通じて、監査等委員監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。
なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、「独立役員選任基準」を策定しております。

責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は2015年8月27日開催の第2回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役3名(内社外取締役3名)を選任しております。
取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により取締役会の監督機能を一層強化するとともに、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することにより、迅速な意思決定を実現することを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に努めております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けて株主総会を開催しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 2020年8月25日開催の第7回株主総会において、電磁的方法による議決権の行使を導入・実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 今後検討すべき事項として考えております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 今後検討すべき事項として考えております。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 作成・公表はしておりませんが、株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本に情報提供を努めております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 現在のところ定期的な開催は予定しておりません。 | なし |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 定期的に決算説明会を開催しております。 | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 現在のところ定期的な開催は予定しておりません。 | なし |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社コーポレートサイトのIRページに決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | コーポレートユニットにてIRを担当しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、ステークホルダーに対し、有用な情報を正確かつ迅速に公表することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っております。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 環境保全活動、CSR活動等の実施は、今後更に検討・注力すべき事項と考えております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社コーポレートサイト、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会の決議により「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムを整備するとともに、運用を図っております。その概要は以下のとおりです。

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、執行役員及び使用人が、当社が社会の中で活動する企業であることを認識し、コンプライアンス意識を高く持つことを行動規範とし、行動規範の継続的な教育・啓発に努めるとともに、当社グループの取締役及び執行役員の権限と役割を明確にすることにより、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保する。

(2) 当社は、当社グループの適法かつ公正な企業活動を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、事業リスク対策チーム、財務会計対策チーム、資産保全対策チーム、危機管理対策チーム、情報セキュリティ対策チーム、個人情報保護対策チーム、コンプライアンス対策チーム、及び緊急トラブルシューティングチームをその構成要素とし、それぞれの長に取締役を置くことで組成される。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、内部統制システム全体を統括し、当社グループの適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策の施策などを審議・決定し、その活動状況を定時取締役会に報告する。

(3) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」に従い、経営に関する重要事項を決定する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く）は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

(5) 代表取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告する。

(6) 業務執行を担当する取締役の監督の維持・強化のため、監査等委員を選任する。

(7) 監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となって他の社内機関より独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の職務の執行について「監査等委員会規程」に従い、適法性・妥当性監査を実施する。

(8) 当社は、「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすること」を「反社会的勢力対策規程」において宣言し、「反社会的勢力対策規程」に従い、チェック体制の整備を行い、運用を実施する。

(9) 金融商品取引法に従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備を行い、その運用状況を評価する。

(10) 当社のコンプライアンス担当者は、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施などにより社内全体におけるコンプライアンス意識を徹底する。

(11) 当社グループにおける法令・定款・その他諸規程に違反する行為を発見して是正することを目的に、「コンプライアンス規程」に従い、当社の常勤監査等委員を通報・相談先とする内部通報窓口を設置する。

(12) 法令・定款・その他諸規程に違反が認定された場合、「就業規則」「懲罰委員会規程」に従い、懲罰委員会による処罰の対象とする。

(13) 代表取締役が指名する内部監査担当者は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認する。

(14) 指名報酬委員会は、独立社外取締役を議長として、他の社内機関より独立した立場から、取締役選解任候補者を審議し、取締役会に答申する。また、同委員会は取締役の報酬水準及び指標等について審議し、その妥当性について取締役会に答申する。

2．当社の取締役（監査等委員を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、など重要な文書（電磁的記録を含む）については、法令及び「文書管理規程」に従って、記録し、適切かつ安全に保存・管理し、取締役、執行役員及び内部監査担当者は、いつでもこれらを閲覧することができる。

(2) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報については、「情報管理規程」、「個人情報保護規程」、「情報セキュリティ対策規程」に従い、適切かつ安全に保存・管理する。

3．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」に従い、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を推進する。

(2) 個別リスクに関して、リスク管理の対策組織で、予防的、継続的な教育、対応策などを審議・決定する。

(3) リスク管理の対策組織は、定期的または必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性及び影響度を分析・評価し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告・提言する。

(4) リスク管理の対策組織は、リスクの顕在化防止に必要な予防策を講じ、また、緊急事態を想定した事業継続計画、対応マニュアルを策定し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の承認を得る。

(5) 緊急事態が発生した場合には、代表取締役をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を採り、そのリスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などのレベル別の組織を編成して迅速に対応を実施する。

4．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」に従い、代表取締役の指揮監督のもと権限及び責任の明確化を図り、迅速に業務を執行する。

(2) 重要な業務遂行のうち、取引額が相対的に小さい等、事業全体の状況に鑑み相対的に重要性の低い業務執行については、より迅速な検討を行うために取締役及び常勤監査等委員である社外取締役で構成される経営会議で審議する。

5．当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス、リスクマネジメント体制の構築に努める。

(2) 当社は、当社グループの管理に関する諸規程を整備し、当該規程に基づいて必要な管理を行う。

(3) 内部監査担当者は、前各号に定める事項の整備・運用状況の有効性を評価し、監査結果及び改善課題を、代表取締役及び監査等委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題への対応状況を確認する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

7．当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当該使用人については、補助すべき監査等委員会及び監査等委員の職務に関連し、監査等委員会または監査等委員から指示を受けたとき、その指揮命令に従い、監査等委員でない取締役、執行役員からの指揮命令を受けない。

(2) 当該使用人の取締役からの独立性と監査等委員の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員の同意を必要とする。

8．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
(1) 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員の出席の際に、職務の執行状況を報告する。このほか、監査等委員会からの求めに応じ、業務及び財産の状況などを報告する。

9．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、監査等委員会へ報告・通報したことを理由として、当社グループの当該取締役、執行役員及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利な取扱いも行わないことを徹底し、これを周知する。

10．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査等委員会及び監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
(2) 監査等委員がその職務の執行に関し、法令で定める費用の前払などの請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用または債務を処理する。
(3) 監査等委員がその職務の執行に関し、緊急または臨時に支出した費用については、速やかに事後に償還に応じる。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役と監査等委員会の間で定期的な意見交換会を開催する。
(2) 監査等委員会は、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当者との間で定期的な連絡会を開催する。
(3) 監査等委員は、経営会議、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会など、各種会議体に自らの判断に基づき出席することができる。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

a．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力との関係を排除することを宣言しております。

b．反社会的勢力排除に向けた整備状況
(a) 社内規程の整備状況
当社は、反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応統括部署
当社は、反社会的勢力への対応体制として以下の体制を構築しております。
・統括責任者：コーポレートユニット担当役員
・統括部門：コーポレートユニット法務担当
・対応部門：取引先に対する対応部門担当

(c) 反社会的勢力排除の対応方法
ⅰ．新規取引先・株主・役職員について
原則として、民間の調査ツールを用い、反社会的勢力との関係の有無を調査しております。
取引の開始時には、各種契約書等において、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

ⅱ．既取引先等について
既存の全取引先について、民間の調査ツールを用い、反社会的勢力との関係の有無を調査しました。また、通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査・確認を実施しております。

ⅲ．既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合、速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況
外部講習会やセミナー等を通じて、反社会的勢力との関係排除の重要性について研鑽を重ねております。また、所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士と連携体制を構築しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、対応統括部門に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(f) 研修活動の実施状況
当社は、新入社員の入社時にコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除の重要性を説明しております

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

---

## 2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート･ガバナンス体制および適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

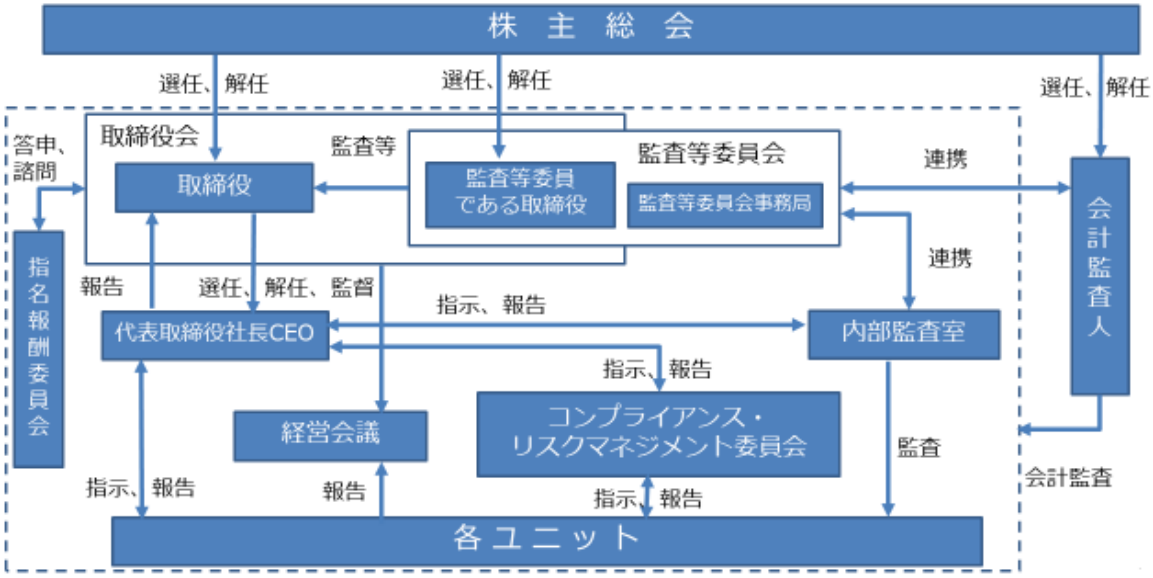

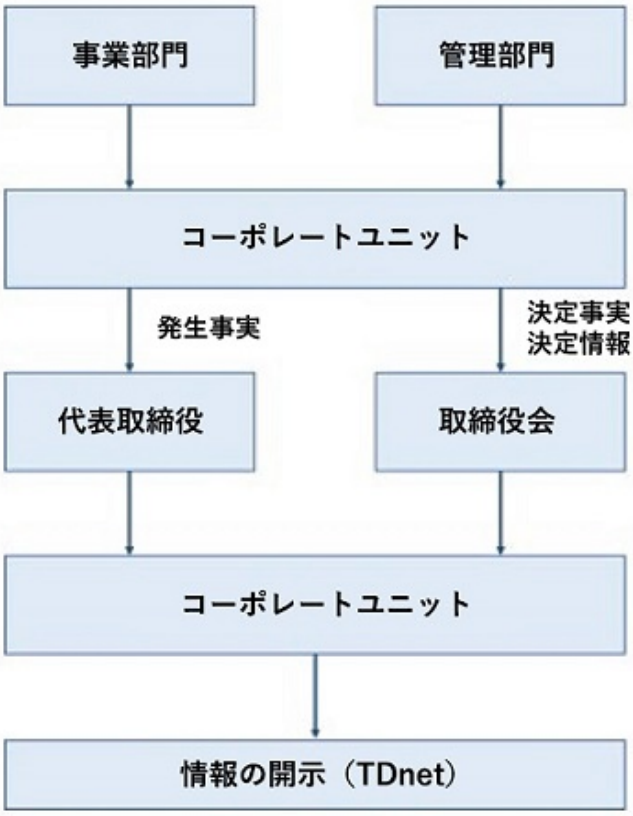
事業部門
管理部門
コーポレートユニット
発生事実
決定事実
決定情報
代表取締役
取締役会
コーポレートユニット
情報の開示（TDnet）